

2015 年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 憲法

【問題 1】以下の問いにそれぞれ 10 行以内で答えなさい。（配点：40 点）

- (1) 憲法 31 条と行政手続の関係について、判例を挙げて説明しなさい。
- (2) 法律に基づいてインターネットによる医薬品販売を規制することの憲法上の問題点について説明しなさい。

【問題 2】以下の文章を読んで設問に答えなさい。（配点：60 点）

A が代表を務める「攘夷の会」（以下「Y」という）は、外国人を排斥する運動を全国的に展開している団体（法人でない社団）である。Y は、P 市においては、X（Q 国民に対する教育を目的とする学校教育法による各種学校である）を標的とする運動を強化しており、A らは X の周囲に街宣車を乗り付け、大音響で「X は反日教育をやめろ」、「X を日本からたたき出せ」、「X の生徒を保健所で処分しろ」などと主張する街宣活動を繰り返している。このため、X はしばしば授業や学校行事の中止を余儀なくされ、X の生徒や教職員の多くは A らに強い恐怖心を抱くに至っている。そこで、X は弁護士と相談の上、Y に対して街宣活動の差止と損害賠償を請求する訴訟の提起を検討している。

また、Y は P 市民ホールで「X を糾弾する決起集会」の開催を企画し、P 市長に対してホール使用許可を申請したところ、P 市民の間からは Y に対して使用許可をすべきでないとする声が高まった。よって、P 市長は Y の使用許可申請に対し、P 市民ホール条例が定める不許可事由（「公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき」、「市民ホールの管理上支障があると認められるとき」）に該当するとして、拒否処分をすることを検討している。

〔設問〕

- (1) X の上記の差止請求および損害賠償請求の憲法上の問題点について論じなさい。
- (2) P 市長が上記の拒否処分をする際の憲法上の問題点について論じなさい。

*裏面に参考条文あり。

(参考)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

制定：平成7年12月20日号外条約第26号

第1条

1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

[2項以下省略]

第2条

1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) 各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e) [以下省略]

第6条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。